

## 計画の概要と子ども・子育て会議の概略スケジュール

### 1. 計画の概要

「安芸太田町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づき定める計画であり、「第2期安芸太田町子ども・子育て支援事業計画（計画期間令和2年度～令和6年度）」の計画期間満了に伴い、この度、令和7年度～令和11年度の5年間の計画期間とする「第3期安芸太田町子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定するものです。

計画の策定に際しては、国や県の動向及び安芸太田町の現状を的確に把握するとともに、アンケート調査や子ども・子育て会議の開催を通じて、広く町民や関係者の皆様からご意見をいただき、計画に反映することで、地域の課題やニーズに合った計画となるよう努めて参ります。

#### 【子ども・子育て支援法（第61条抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## 2. 子ども・子育て会議の概略スケジュール

「第3期安芸太田町子ども・子育て支援事業計画」の策定に関する安芸太田町子ども・子育て会議の概略スケジュールは次のとおりです。  
なお、協議内容や開催回数等につきましては、会議の進行状況に応じて柔軟に対応させていただきたいと考えております。  
何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

### 《子ども・子育て会議の概略スケジュール》

回	開催時期	事務局からの説明内容	協議内容
第1回	令和6年7月23日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 計画の概要と子ども・子育て会議の概略スケジュール</li><li>● 子ども・子育てを取り巻く安芸太田町の状況</li><li>● アンケート調査結果（令和5年度実施）</li></ul>	安芸太田町における子どもの成長や子育てに関して、把握しておくべき状況や課題、取組むべき事項等について広くご意見をいただく。
第2回	令和6年11月下旬	<ul style="list-style-type: none"><li>● 各事業の利用見込及び確保方策</li><li>● 計画策定の基本的な考え方（基本理念、基本目標、施策体系等）</li><li>● 実施すべき施策の内容</li><li>● 「第3期安芸太田町子ども・子育て支援事業計画」（素案）</li></ul>	基本理念や実施すべき施策の内容、計画素案についてご意見をいただく。
第3回	令和7年2月中旬	<ul style="list-style-type: none"><li>● パブリックコメントを踏まえた「第3期安芸太田町子ども・子育て支援事業計画」（最終案）</li></ul>	計画の最終案についてご意見をいただく。